



# 島根県報

平成28年5月2日（月）

## 第2,797号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（　　　　　）	3
土地改良事業計画書の縦覧	（農村整備課）	3
県営土地改良事業計画の決定（2件）	（　　　　　）	3
保安林の指定	（森林整備課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（中小企業課）	4

**【公 告】**

島根県データセンターサービスに係る提案競技の実施	（情報政策課）	5
基本測量の実施	（技術管理課）	8
基本測量の終了	（　　　　　）	8
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	8

**【正 誤】**

平成28年3月25日付け島根県報号外第38号中	（総務課）	9
平成28年3月31日付け島根県報号外第79号中	（審査指導課）	9

## 告 示

## 島根県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成28年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 高田会	訪問介護	住吉ホームヘルプステーション	隠岐郡隠岐の島町都万1791-1	平成27年10月31日
社会福祉法人 高田会	介護予防訪問介護	住吉ホームヘルプステーション	隠岐郡隠岐の島町都万1791-1	平成27年10月31日
株式会社 みなとの丘	通所介護	デイサービスセンターみなとの丘	出雲市小津町28番地1	平成27年12月31日
株式会社 みなとの丘	介護予防通所介護	デイサービスセンターみなとの丘	出雲市小津町28番地1	平成27年12月31日
エイコー電子工業株式会社	訪問介護	訪問介護事業所ゆうゆう広場	出雲市知井宮町5-1	平成28年1月19日
エイコー電子工業株式会社	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ゆうゆう広場	出雲市知井宮町5-1	平成28年1月19日
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	訪問看護	Cいずも訪問看護ステーション	出雲市大社町入南80-1	平成28年2月29日
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	介護予防訪問看護	Cいずも訪問看護ステーション	出雲市大社町入南80-1	平成28年2月29日
益美コンサルタント株式会社	通所介護	デイサービスあんず	益田市美都町仙道693番地	平成28年3月31日
益美コンサルタント株式会社	介護予防通所介護	デイサービスあんず	益田市美都町仙道693番地	平成28年3月31日
社会福祉法人 仁摩福祉会	通所介護	デイサービスセンターことひめ	大田市仁摩町馬路831番地1	平成28年3月31日
社会福祉法人 仁摩福祉会	介護予防通所介護	デイサービスセンターことひめ	大田市仁摩町馬路831番地1	平成28年3月31日
社会福祉法人 亀の子	通所介護	亀の子デイサービス遊亀館	大田市長久町長久口267-6	平成28年3月31日
社会福祉法人 亀の子	介護予防通所介護	亀の子デイサービス遊亀館	大田市長久町長久口267-6	平成28年3月31日
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	通所介護	穂なみ小規模デイサービスセンター	出雲市里方町116番地	平成28年3月31日
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	介護予防通所介護	穂なみ小規模デイサービスセンター	出雲市里方町116番地	平成28年3月31日

## 島根県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成28年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 ピュアライフ島根	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 暖談	出雲市大社町遙岨666番地	平成27年10月31日
株式会社 みなとの丘	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 みなとプラン	出雲市大社町杵築東289番地	平成27年12月31日

## 島根県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、次の土地改良区から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画を適当と決定したから、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市斐川 土地改良区	出雲市斐川地区土地改良事業に伴う 用水施設維持管理事業	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

## 島根県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大郷地区農道事業（県営農地整備事業（基幹農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

## 島根県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐世地区農道事業（県営農地整備事業（基幹農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

**島根県告示第354号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
安来市広瀬町宇波1917から1919まで、1921、1922
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第355号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファニチャーあけぼの 島根県江津市江津町1215番地
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
破産者 株式会社H&A 代表清算人 和久本 光 島根県松江市南田町62番地 6
  - (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,487.21平方メートル
  - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成21年 5 月 21日

## 2 届出年月日

平成28年 4 月 20 日

**公 告**

島根県データセンターサービスの調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称及び数量

島根県データセンターサービス（以下「データセンターサービス」という。） 一式

## (2) 仕様

別に定める「島根県データセンターサービス調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 期間

ア 現データセンターサービス提供者の提案が採用された場合

平成28年10月 1 日から平成33年 9 月30日まで

イ 現データセンターサービス提供者以外の者の提案が採用された場合

平成28年 7 月 1 日から平成33年 9 月30日まで

## (4) 予算額

80,703千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(8)までに掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、5 の(2)のアの提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

## 3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

## (1) 配布期間

平成28年 5 月 2 日（月）から同月30日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後

1 時までの間を除く。)

(2) 配布場所

松江市殿町1番地(島根県庁4階) 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

提案競技説明書の配布を受けようとする場合は、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。))については、写しの提出で可とする。)

(4) 県税に係る納税証明書 1部(登録業者は、提出を要しない。)

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(登録業者は、提出を要しない。)

(6) 提案書提出書 1部

(7) 提案書 6部

(8) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(5)までの書類については、平成28年5月30日(月)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

イ 4の(6)から(8)までの書類については、平成28年6月10日(金)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

(3) 提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。)

(2) 提出期限

平成28年5月20日(金)午後5時まで

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成28年5月27日(金)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年6月3日(金)付けで、郵送にて通知する。

## 8 選定方法

- (1) 島根県データセンターサービス提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じてヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (4) 審査は、次の方法で行う。
  - ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
  - イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対する異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は、行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

## 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Data Center service 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. 30 May 2016
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-6315

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（湖沼調査）
- 2 作業期間  
平成28年5月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域  
宍道湖

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成28年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域  
県内全域

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
安来市荒島町字竹ヶ崎2989番3、2989番5  
面積 453.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安来市久白町522番地5 1-136号  
岩田 真由美

安来市荒島町2979番地2

岩田 晃輝

---

**正 誤**

---

平成28年 3 月25日（島根県報号外第38号）公布島根県条例第14号島根県県税条例等の一部を改正する条例第2条及び附則第1項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第 号）」は、平成28年 3 月31日地方税法等の一部を改正する等の法律の公布により「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）」となった。

---

平成28年 3 月31日付け島根県報号外第79号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から15	精算書	精算報告書
	下から14	精算書	精算報告書
	下から12	精算書	精算報告書